

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
生きがい活動支援通所事業 (生きがいデイサービス)	高齢者が自立した生きがいの持てる生活が送れるよう、豊栄のさにて介護予防活動などのデイサービス事業を提供する。	保健福祉課へ登録申請書を提出	要介護状態にないおおむね65歳以上の方等	2回～3回程度／週	600円／回	介護予防・生活支援事業実施要綱	保健福祉課
高齢者地域ふれあい交流事業	高齢者を対象に健康増進と介護予防を図る。	地域総合センターに申請書を提出	おおむね70歳以上で自主自立の生活ができている方	毎月2回（第2・4水曜日）	200円／回	高齢者地域ふれあい交流事業	人権政策課 (地域総合センター)
高齢者小規模住宅改造助成事業	要介護2以上の高齢者が、在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するため、日常動作能力の低下した高齢者の排泄・入浴・移動などを容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、ねたきり予防、生活の助長、家族介護の軽減を図る。	保健福祉課へ必要書類を提出 ・申請書 ・改造経費の見積書 ・平面図 ・改造前の写真 ※改修工事の着工までに事前協議必要	以下のすべてに該当する町内居住の方 ①満65歳以上の方 ②日常生活を営むのに支障があり、住宅改造が必要な方 ③準寝たきりおよび寝たきり（判定基準ランクA・B・C）に該当する方 ④滋賀県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方 ⑤要介護2以上の方 ⑥所得制限限度額を超えない方 ※介護保険法に基づく住宅改修費を受給できる場合は、これを優先する。	1回／1住宅	対象経費と50万円を比較して低い方の2分の1を町が助成	高齢者小規模住宅改造助成事業実施要綱	保健福祉課
紙おむつ支給事業	在宅で生活している高齢者の福祉向上を目的に紙おむつを必要とする場合に予算の範囲内で支給する。 ※住所地におむつを配達（年6回奇数月） 5000円／月分を助成	保健福祉課へ申請書を提出	豊郷町の介護保険被保険者で介護保険法に基づく要介護認定3以上に認定された方。		無料	紙おむつ支給事業実施要綱	保健福祉課
外出支援サービス事業 (すまいるたうんばす)	・交通機関を利用することが困難な方に対して、移送用車両により、利用者の地域と、町内の商用施設や医療機関等との間を送迎することにより、外出の負担軽減を図る。 ・医療機関からの帰宅に限って利用者からの予約を受けてデマンド車を運行	不 要 ※地域の各指定場所から乗降	次のいずれかの方。 ① 概ね65歳以上の高齢者の方 ② 介護保険法に基づく第2号被保険者の方 ③必要と認められる介護者の方	月曜日～金曜日 8:15～16:40 (但し、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)	無料	すまいるたうんばす運行事業運営要綱	保健福祉課

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
緊急通報整備事業 (緊急通報システム)	在宅ひとり暮らし高齢者等の急病・事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため、受信センサーに看護師等を配置し、通報機器を貸与する。	保健福祉課へ利用申請書を提出	概ね65才以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯等		費用徴収基準による ・126～210円/月額 程度 ・維持管理・修繕等に要する費用は利用者実費負担	緊急通報システム事業実施要綱	保健福祉課
敬老祝賀事業 (長寿祝金等の支給)	多年にわたって社会を支えてきた高齢者に対し、敬老の意を表し長寿祝金を支給する。 ①満88歳 10,000円 (基準日：9月15日) ②満100歳 100,000円 (基準日：誕生日)	不要	町内に1年以上住所を有し、かつ、居住する満88歳および満100歳の高齢者			長寿祝金条例	保健福祉課
福祉用具の貸出し (相談)	身体の機能低下防止・機能回復・介護負担の軽減等を目的として、在宅の寝たきり高齢者等に福祉用具(車いす)を貸出しする。また、福祉用具の購入等にかかる相談により、身体等の状況にあった適正な福祉用具の有効利用を図る。	社会福祉協議会へ相談	介護保険の対象とならない高齢者等で、貸出しが必要と認められる方	3ヶ月以内	・車いす 300円/月 ・相談 無料		地域包括支援センター 社会福祉協議会
豊郷町宅老所等整備運営補助	高齢者が同世代や他世代との交流により要介護状態になることを予防し、高齢者が心身の健康保持・増進を図ることを目的として宅老所等の整備運営事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 *施設整備費 2,000,000円以内 *設備整備費 150,000円以内 *施設運営費 30,000円/月 *施設修繕費 250,000円	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出 (事前協議必要)	宅老所を整備・運営しようとする社会福祉法人、医療法人、農業協同組合、および特定非営利活動法人であって、本事業の継続性が認められる者			宅老所等整備運営費補助金交付要綱	保健福祉課
在宅高齢者支援助成金交付事業	在宅高齢者の経済的負担軽減を図るため、電気代、灯油代、ガス代等の冷暖房経費の一部を助成する。 1世帯あたり8,000円	保健福祉課へ助成金交付申請書を提出	町内に住所を有し、主な生活の場を「在宅」と認められる65歳以上の世帯 *除外規定あり			在宅高齢者支援助成金交付事業実施要綱	保健福祉課

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
補聴器購入費助成事業	聴力機能の低下がある方に対し、補聴器購入費を助成する。 購入費の1/2以内 上限40,000円	保健福祉課へ必要書類を提出 ・申請書 ・領収書 ・医師意見書 ・対象者名義の通帳	・町内に住所を有する18歳以上の方 ・補聴器購入について、他の助成が受けられない方 ＊詳細は保健福祉課にお尋ねください。	助成を受けた日から5年間は再申請不可		補聴器購入費助成事業実施要綱	保健福祉課
特別障害者手当等支給	20歳以上の在宅の重度障害者で、常時特別の介護を要する状態にある方に対し、手当を支給する。	保健福祉課を通じて県に特別障害者認定請求書を提出	著しく重度の身体・知的・発達・精神障害のある方		本人またはその配偶者もしくは扶養親族の前年の所得により支給制限あり	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	受付窓口：保健福祉課
成人すこやか健診 国保特定健診 後期高齢者健診	特定健診・後期高齢者健診は各保険者により実施される。 「特定健康診査(特定健診)」は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健診で、40～74歳(実施年度内の年齢)の方を対象に、すべての医療保険で実施が義務づけられ、豊郷町では豊郷町国民健康保険の方を対象に国保特定健診を実施する。 後期高齢者健診は後期高齢者医療保険被保険者(長期入院または老人ホーム等に入所している方を除く)を対象に後期高齢者医療保険により実施される。	成人すこやか健診：国保特定健診の集団健診と同時実施(予約制の日程あり)。 町内医療機関での個別健診も実施(要予約)。(20～74歳で医療保険に入っていない者については、個別に受診券を送付予定。受診票を持参のうえ、受診。) 国保特定健診：町より受診券を発送、 マイナ保険証等 と両方を健診会場に持参する。集団健診・医療機関での個別健診対応。 後期高齢者健診：受診券を発送、医療機関にて個別健診にて対応。	成人すこやか健診 ・20～39歳は、職場で健診を受ける機会のない者 ・20～74歳で医療保険に入っていない者 国保特定健診 40～74歳の豊郷町国民健康保険被保険者 後期高齢者健診 後期高齢者医療保険被保険者(長期入院または老人ホーム等に入所している方を除く)	年1回	成人すこやか健診：無料 国保特定健診：無料 後期高齢者健診：無料	高齢者の医療の確保に関する法律 健康増進法	医療保険課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療を目的とする。	電話・ウェブ等による申し込みをし、集団検診にて実施。 子宮頸がん・乳がん検診・胃がん検診(胃内視鏡検査)は医療機関委託も実施	胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診：40歳以上の者 子宮頸がん検診：20歳以上の女性 乳がん検診：40歳以上の女性 胃がん検診(胃内視鏡検査)：50歳以上の偶数年齢(年度)の方	年1回 ＊子宮頸がん・乳がん検診・胃がん検診(胃内視鏡検査)は2年に1回	〈集団検診〉 無料 〈医療機関委託〉 子宮頸がん検診・乳がん検診：無料 胃がん検診(内視鏡検査)3,500円 年度末年齢70歳以上または生活保護・非課税世帯の者は無料	健康増進法	医療保険課

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
結核検診	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により結核の早期発見・早期治療を図ることを目的とする。	集団検診にて実施（最寄りの会場で受診）	65歳以上の者	年1回	無料	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	医療保険課
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診の実施。早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。	電話・ウェブ等による申し込み	30歳以上の女性	年1回	無料	健康増進法	医療保険課
肝炎ウイルス検診	肝炎に関する正しい知識の普及と受診者自身が感染状況を認識し、必要に応じて保健指導・受診により肝炎による健康被害を回避、症状軽減、進行遅延を図ることを目的とする。	対象者へ個別通知し、国保特定健診(集団)または指定医療機関での個別検診で対応	今年度40・45・50・55・60・65・70歳に達する方で、今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1回	無料	健康増進法	医療保険課
老人健康教育 介護予防講座	各老人会等から要請を受け、社会福祉協議会、医療保険課、地域包括支援センターと協議し実施する。	地域包括支援センターまで申込	老人会会員など		無料		医療保険課 地域包括支援センター
元気力アップ教室事業	おおむね65歳以上の、介護保険未申請者対象に、毎週土曜日6カ月間専門職による指導による体力づくりを実施する。（豊郷病院に委託） バストラールとよさとで実施。元気力アップ教室卒業生の方の健康づくりの場「元気力アップ教室＋α（プラスアルファ）」も同じ場所時間で時間を変えて実施する。	年2回広報等で募集。個別通知（申込・予約制）	おおむね65歳以上の介護保険申請をされていない方	年1回 （毎週土曜日×約6カ月間）	無料		地域包括支援センター
後期になっても一生青春事業	75歳到達者等後期高齢者医療保険の対象となった方で、介護保険未申請者対象に、後期の医療制度の説明とフレイル予防等の健康講座を実施し心身ともに元気に過ごす支援を図る。	対象者へ個別通知（予約制）	74、75、76、77歳到達者で介護保険申請をされていない後期高齢者医療保険被保険者	年1回	無料		医療保険課 地域包括支援センター

施 策 名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
高齢者あんしん見守り家族支援サービス事業	認知症により行方不明の可能性がある高齢者に対し、簡易型携帯発信機器を導入時の初期費用の一部を助成する。	地域包括支援センターにて相談を受け付けている。状況に応じて個別に対応。	①医師より認知症の診断を受けた者 ②豊郷町内に住民登録し、かつ、豊郷町内に居住している者 ③豊郷町で要介護・要支援認定を受けている者 ④町民税、介護保険料、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料、町営住宅等家賃に未納がない者 ⑤申請時に入院または施設に入所していない者。 上記のすべてに該当する者		上限を1万円とし、助成対象費用の100分の90の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て）とする。生活保護世帯に属する者については、助成対象費用の全額を助成する。	高齢者あんしん見守り家族支援サービス事業実施要綱	地域包括支援センター